

令和6年度
事業計画書

社会福祉法人 やまなみ会

- ・ 福祉サービスセンターほっと館
居宅介護支援事業所
通所介護事業所

目 次

1 基本方針	・・・2 ページ
2 重点目標	
3 個別事業計画	
(1) 居宅介護支援事業所	・・・2 ページ
(2) 通所介護事業所	・・・3 ページ
(3) 委託事業	・・・8 ページ
4 その他	

はじめに

令和6年度の介護報酬改定により通所介護支援や居宅介護支援の基本報酬が引き上げられ、小幅ではありますが収益の増加が期待されるところです。本年度も、さらなる介護サービスの向上や顧客満足度アップを図り、経営の視点からは徹底的なコスト削減や稼働率向上に努め、運営の健全化を目指します。また、本年度から始まる感染症・災害発生時の事業継続計画（自然災害、感染症）の実施については、職員及び利用者に対して周知徹底をおこない利用者の安全・安心に力を入れてまいります。

施設理念

社会福祉法人やまなみ会の理念（共に支え、共に生きる）に基づき、職員は、互いに高め合い、利用者が安全で安心できるその人らしい暮らしを、住み慣れた場所で行えるよう地域と共に支えていきます。

1 基本方針

地域に根差した福祉活動と地域貢献を行うと共に、交流等で笑顔があふれる時間を提供し、利用者様の意欲を引き出し自立した生活を在宅で営む事ができるよう支援します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。さらに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めてまいります。

2 重点目標（共通）

(1) 利用者や地域のニーズに対応したサービスの質の向上

職員の育成体制の整備を行い、年間研修計画に基づき研修を行う。

(2) 技能・知識の習得と向上

外部研修への参加と内部研修の充実を図り、専門職としての知識と技術向上を目指す。

(3) リスクへの対応力強化

- ・ 感染症及び災害発生時における業務継続計画を活用し、災害、感染時に備えた備品・備蓄の定期的な点検、実践的な訓練の実施。
- ・ 虐待防止に関する指針に基づき、委員会や研修を実施。

3 個別事業計画

(1) 居宅介護支援事業所

① 運営方針

「居宅介護支援事業所福祉サービスセンターほっと館運営規定」に基づいた事業を行います。

② 重点的取組み

(ア)介護を必要としている方への迅速・適切なサービス提供

- a 関係市町村の包括支援センター及び行政からの情報収集と情報交換を密にする。
- d 地域ケア会議では、困難事例の提出や専門的意見の発言等を行うと共に、参加者の意見を聞き支援に反映する。

(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑化

- a 認知症施策推進において、初期集中支援チームのスキルアップに努める。
- b 生活支援サービスの基盤整理が行えるよう、村の社会福祉協議会、各種団体等と連携を密に行う。

(エ) 介護支援専門員の資質・向上

- a 事業所内会議の充実
(不満や苦情への迅速、適切な対応・困難ケースの共有・秘密保持、個人情報の取り扱い等)
- b 施設内研修(オンライン含む)を充実させ、個々のスキルアップに努める。
- c 施設外研修の参加により資質向上を図る。
新規主任介護支援専門員研修、支部介護支援専門員協会研修等

③ 居宅介護(予防・総合事業)支援計画

介護支援専門員 常勤兼務 1 名、常勤 2 名、非常勤 2 名 (常勤換算 3.5 名)

・認定調査 年間件数

居宅サービス計画(要介護 1~5)	総合事業・介護予防サービス計画
120 名	30 名

- ・相談・実態把握 年間件数 40 件
- ・認定調査 50 件
- ・総合事業(かがやき教室)ケアマネジメント 40 件

(2) 通所介護事業所

① 運営方針

「通所介護事業所福祉サービスセンターほっと館運営規定」「産山村日常生活支援総合事業における第一号通所事業サービス運営規定」に基づいて事業を行ないます。

② 重点的取組み

(ア) 利用者の確保に努める

- a 施設の強みや特色を伝えるためのツールとしてほっと館便りを有効活用する。
- b 質の高いサービスを提供し、利用者様からの満足度を高めケアマネジャーとの信頼関係を築き利用者数の維持や増加につなげる。

(イ) 日常生活動作維持・向上に向けた適切な援助と評価および活動の充実を図る

個別援助計画に沿った援助の実施と評価を行うとともに、活動の見直しと工夫を行う。

(ウ) 利用者の機能維持向上をめざした機能訓練を実施する

集団体操の見直しと個別通所計画に沿った機能訓練を実施する。

(エ) 利用時間を安全に過ごしていただく

- a バイタル測定、一般状態の把握と観察を行う。
- b 緊急時、急変時、事故時の対応を行う（勉強会の実施、慌てず、適切な対応ができることを目指す。）

③ 通所介護サービス計画

利用定員 25名 事業実施地域 竹田市・産山村・阿蘇市

登録人数	稼働率	平均介護度	一日平均
50名	80%	1.7	20名

加算：入浴加算(Ⅰ) 令和6年度より入浴介護研修 追加

生活機能向上連携加算(Ⅱ)

科学的介護推進体制加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

④ 通所介護事業計画

● 生活相談

利用者及び家族等の各種相談に応じ、内容により担当ケアマネジャーと連絡調整を行い利用者の在宅生活を支えることで家族の介護負担の軽減を図る。

認知症高齢者に対しては、その人らしく利用ができるように援助し、日々変化する症状に対して、職員は専門的知識をしっかりと持ち利用者及び家族の支援を行う。

● 送迎及び家族交流と連携

利用者の心身状況及び地理的状況を考慮した送迎車両・送迎ルート・適切な職員配置を設定し、無理のない送迎サービスを提供する。また、安全運転を念頭に置いた走行及び車両の定期的な点検整備を行い、利用者の安全確保に注意を払う。

家族との連携については、利用前の状態確認、利用中の状態観察（体調変化、バイタルチェック、食事量、入浴状態、レクリエーションや各種運動等）、利用後の状態報告を連絡ノートや必要に応じて送迎時の口頭での申し送りを行う。（緊急を要する場合は速やかに家族と医療機関に連絡する。）

- ・ 乗車・下車時の介助・乗車中の状態観察・迎え時の状態確認

- ・ 送り時の状態報告・シートベルト着用及び車椅子固定の確認
- ・ 道路交通法に基づいた車両の扱い

● 通所介護計画に基づくサービス計画

利用者の居宅サービス計画等に沿って、利用者並びに家族等の意向と在宅での生活状況の把握に努め、通所介護計画書等を作成し、より良い在宅生活を継続できるようにサービス提供を行う。通所介護計画書等を作成し評価を行う。

● 相談・苦情、個人情報等への対応

苦情解決マニュアルに基づき、相談・苦情等に適切に対応できる体制をとり日頃から利用者並びに家族等、また居宅介護支援事業者や他サービス事業所、他関係機関と連携を密にする。個人情報については本会の基本方針、利用目的に基づいた取り扱いを行い、職員に業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持するとともに、職員でなくなった後においても守秘義務があることの周知徹底を図る。

● 虐待防止

虐待防止策に関する指針に基づき、虐待発生時の対応方法の周知徹底、事実の報告分析を通じた再発防止、虐待防止委員会の設置、職員研修を継続することで虐待発生の予防に努める。

● 介護事故発生の予防と防止

事故防止策に関する指針に基づき、事故発生時の対応方法の周知徹底、事実の報告分析を通じた再発防止、事故防止検討委員会の設置、職員研修を継続することで介護事故等発生の予防に努める。

● 機能訓練

利用者の心身機能の維持向上並びに在宅生活の継続に役立つ内容を取り入れながら援助を行う。

- ・ 日常生活動作
- ・ アクティビティサービス（創作、行事等の活動）で脳の活性化も図る
- ・ 集団リハビリテーション
- ・ 随時内容を評価し見直すことでケアマネジャーフィールドバックし通所介護計画書及び個別機能訓練計画書等に反映していく

● 入浴サービス

- ・ 利用者個人の状態・希望に応じ、最適な入浴サービスを提供する。必要に応じて、在宅での入浴確保のための助言、訓練等を行う。
- ・ 入浴に係るその他の介護

衣類着脱、洗髪、洗身、浴室内外の移動、浴槽の出入り等

● **食事サービス**

利用者個人の嗜好を把握し、食事内容・形態及び食事用具の検討を行う。また、栄養面・食事制限等に配慮しながらも、利用者が食に喜びを感じられるようなサービスを提供する。

- ・ 食事介助(食事状況の確認)・嚥下状態及び食事摂取量の観察
- ・ 口腔体操による嚥下訓練・口腔ケア

● **その他の日常生活上の援助**

利用者の有する能力・可能性を尊重し、一人ひとりの個別性を尊重した自立支援を目指し、サービス提供を行う。

- ・ 移動：歩行状態の確認、適切な歩行用具の紹介、車椅子操作の指導及び介助
- ・ 排泄；トイレ動作の訓練、介助、声掛け誘導、おむつ交換
- ・ その他必要な身体の介護

● **健康管理**

利用者の健康状態を観察し、把握する。健康管理及び健康指導に努め、異常の早期発見・早期対応に努める。緊急時は家族等及び主治医との連携により、迅速かつ最善の対応に努める。

- ・ バイタル測定 ・ 体重測定 ・ 状態観察 ・ 健康相談 ・ 感染症予防
- ・ 内服及び外用薬の管理及び投与

● **活動（レクリエーション等）プログラム**

年間活動計画を立て、月ごとの誕生会や季節の行事に合わせたレクリエーション等を提供する。体操やリハビリ、歌や手作業などを通じて、心身機能の維持向上に努め、社会参加、社会貢献、生きがいや健康づくり等の活動として取り組んでいく。また自身で何がやりたいのか、何を望まれているのかを把握し計画書にそった活動を提供する。

● **地域等との交流**

- (1) 地域交流 趣味活動をしている団体（歌・踊りなど）や地域の子供たちなどとの交流を深めるよう努める。また、地域住民とのつながりを深める事業の展開を図る。
- (2) ボランティア ボランティア活動を積極的に受け入れ、拡大を図ると共に、ボランティアを受け入れるための体制づくりに努める。
- (3) 広報 毎月発行している「ほっと館通信」を継続し、利用者とその家族ケアマネジャーに配布し、当事業所の情報提供を行いサービス選択

の支援に取り組む

【日 課 表】

9:30	排泄、水分補給、健康チェック（血圧・脈拍・体温）	
10:00	全身体操、歩行訓練、個別機能訓練	入 浴
11:20	口腔体操 食事準備、排せつ	
11:30	昼 食	
12:00	口腔ケア、排泄	
13:30	体操、個別機能訓練、リハビリ体操	
13:40	ボール体操	入 浴
14:00	お手洗い・お茶 休憩	
14:10	全体レクリエーション、創作活動	
15:00	おやつ、水分補給、排せつ	
15:20	自由時間 趣味のクラブ活動	
16:30	送迎出発	

【年間行事計画表】

※ 誕生会（毎月） 外出

月	内 容	月	内 容
4	花見、壁画作成	10	壁画制作
5	端午の節句、菖蒲湯、	11	紅葉見学、防災訓練（火災）
6	壁画作成	12	クリスマス会（保育園との交流）、ゆず風呂
7	防災訓練（火災）、七夕（保育園との交流）	1	初詣 福笑い
8	そうめん流し	2	節分、バレンタインデー
9	敬老会（保育園との交流）	3	ひな祭り、ホワイトデー、壁画制作

(3) 委託事業

産山村が実施する在宅福祉サービスの一部を受託しサービスを提供する

① 外出支援事業

交通機関を利用して外出（医療機関等）することが困難な要援護者の送迎

② 在宅福祉事業用車輛管理

外出支援事業車輛 4台

③ 食の自立支援事業

ひとり暮らし高齢者等の食生活の改善と健康増進を目的とした夕食を調理

④ 軽度生活支援サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活の援助を行う

⑤ 産山村通所型C事業（かがやき教室）

介護予防・日常生活総合支援事業 利用者送迎・おやつ（口腔機能訓練）提供

⑥ 産山村福祉相談事業

村民すべてを対象とした福祉に関する総合相談業務

⑦ 要介護認定調査

対象者への訪問を実施し認定調査を行う。

4 その他

【職員研修計画（全体）施設内研修】

月	内容	月	内容
4	倫理法令遵守	10	虐待防止の基礎
5	入浴介助 講義・実技	11	介護予防及び要介護度進行予防（法定）
6	実践・認知ケア	12	緊急対応に関する研修
7	感染症・中毒症のまん延防止	1	身体拘束防止の基礎
8	プライバシー保護の取組み	2	非常災害時の対応に関する研修（法定）
9	事故発生と再発防止	3	メンタルヘルス・マネジメント

【関係機関会議等】

月	会議名	月	会議名
4	ケア会議（毎月） ・地域運営推進会議	10	ケア会議 ・地域運営推進会議
5	ケア会議	11	ケア会議
6	ケア会議 地域運営推進会議 ・村社会福祉協議会評議員会	12	ケア会議 地域運営推進会議 ・村社会福祉協議会評議員会
7	ケア会議	1	ケア会議
8	ケア会議 ・地域運営推進会議	2	ケア会議 ・地域運営推進会議
9	ケア会議	3	ケア会議